

平成29年10月5日修正

関係者 各位

一般社団法人船橋労働基準協会
電話番号047-434-2189

千葉県最低賃金総合相談支援センター出張相談所開設日

最低賃金ワンストップ無料相談のお知らせ

最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。
千葉労働局労働基準部賃金室から千葉県労働基準協会連合会が主題の事業を受託して、当協会は出張相談所を開設しました。
(9時30分～16時30分)

相談を受けるコーディネーターは労働衛生コンサルタント・産業カウンセラー・社会保険労務士の稲垣先生が対応致します。相談ご希望の方は、事前に電話で予約をお願いします。

*基本的には第2水曜日・第4水曜日となりますが、都合により下記のとおり各月毎に相談日を設定いたしました。

*最低賃金相談日以外の水曜日は労働問題相談センター相談日となります。

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月		12日水曜日	19日水曜日		
5月		10日水曜日			31日水曜日
6月		8日木曜日			28日水曜日
7月	5日水曜日			26日水曜日	
8月		10日木曜日		24日木曜日	
9月			13日水曜日		27日水曜日
10月		11日水曜日		25日水曜日	
11月	1日水曜日			22日水曜日	
12月		12日火曜日			27日水曜日
H30年1月			17日水曜日		31日水曜日
2月			14日水曜日		28日水曜日
3月			14日水曜日	22日木曜日	